令和6年度 第8回 琴浦町農業委員会総会議事録

日　時	令和6年11月11日（月）　午後2時30分			
場　所	琴浦町役場分庁舎3階 会議室			
出席委員 （12人）	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	9番 足立 紀美世
	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博	13番 福田 昌治
欠席委員 （1人）	8番 中本 敏彦			
出席推進委員 （11人）	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野　英作	
欠席推進委員 （1人）	山本　智彦			
事務局	事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 34号　農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 35号　非農地証明申請について 議案第 36号　農用地利用集積計画の決定について 議案第 37号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和６年度 第８回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	（農業委員会憲章の唱和）
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は１２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和６年度 第８回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は８番 中本委員です。なお、推進委員の欠席者は山本委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、７番 久米委員、９番 足立委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第３４号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１ページをご覧ください。議案第３４号 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号１１番 農地の所在 大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積３５６㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件の申請地は、数十年前に譲渡人と譲受人の間で交換を行って以降、譲受人が家庭菜園として耕作されていたそうです。しかし、下限面積要件があったために名義変更が出来ないでいたところ、数年前に下限面積要件が廃止となったことにより申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に自家用野菜を耕作される予定です。 申請番号１２番 農地の所在 大字徳万[redacted]、登記簿地目 田、現況地目 畑、面積２，１８９㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人からの依頼により譲受人が芝を耕作している申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に芝を耕作される予定です。 売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円になります。 以上の２件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

	（挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 　続きまして議案第３５号 非農地証明申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	２ページから５ページをご覧ください。議案第３５号 非農地証明申請について 農地法第２条第１項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。 　申請番号１２番 農地の所在 大字徳万[redacted]、登記簿地目 畑、現況地目 宅地、面積１９５㎡。判定地目は宅地。利用状況については、「昭和４１年ごろ、木造２階建居宅を建築し宅地の敷地として利用。昭和５１年ごろ、鉄骨造２階建を増築、縫製工場を起業し住宅敷地と一体化、宅地に利用。現在、居宅併用車庫、物置に使用している。」というものです。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。 　非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。 　申請地は農用地区域外に位置していること、居宅及び工場を建築して以来２０年以上がすでに経過しており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。
議長	現地確認の報告をお願いします。
足立委員	１１月５日に三浦委員、地区担当の遠藤委員、毎田事務局長、私の４人で現地確認を行いました。 　申請地はＪＲ浦安駅から北側に約３００m離れた、ＪＡの葬祭会館東側に位置しています。５ページの説明図にありますように申請地には、築２０年以上が経っていると思われる住宅と工場兼車庫が建っていて、長年に渡り宅地として利用されている状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。 　なお、説明図①番と③番の写真に平屋建ての小屋が写っていますが、申請地北側に隣接する[redacted]の畑に建ててあるものですので、今回の非農地証明申請とは何も関係はありません。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 　質問等が無いようですので、採決を取りたいと思います。 （挙手多数）

	賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第３６号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する池山委員は退席をお願いいたします。 （池山委員の退席を確認）
事務局	６ページをご覧ください。議案第３６号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、本委員会の決定を求めます。初めに賃貸借権設定の部です。 申請番号３７５番 農地の所在 大字槻下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積４，８３４㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年１１月１２日、終期は令和１１年１１月１１日、期間は５年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号３７６番から７ページの申請番号３７８番までの、外３件についてはご覧のとおりです。 ８ページをご覧ください。次に使用貸借権設定の部です。 申請番号３７９番 農地の所在 大字矢下[redacted] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，３８３㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年１１月１２日、終期は令和１１年１１月１１日、期間は５年間で新規、内容は水稲となっています。 申請番号３８０番から１０ページの整理番号３８４番までの、外５件についてはご覧のとおりです。 １１ページをご覧ください。次に所有権移転の部です。 申請番号９番 農地の所在 大字光好[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，１０４㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年１１月３０日となっています。 申請番号１０番 農地の所在 大字八幡[redacted] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，８８１㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定新規就農者です。利用目的は野菜、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年１１月３０日となっています。 １２ページをご覧ください。申請番号１１番 農地の所在 大字勝田[redacted]

	[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積１，２６０㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は梨、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは[redacted]円です。移転時期及び引渡時期はともに令和６年１１月３０日となっています。 以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 （池山委員の復帰を確認） 続きまして議案第３７号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１３ページをご覧ください。議案第３７号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号８１番 農地の所在 大字公文[redacted] 登記簿地目、現況地目ともに畑、面積３，４３９㎡。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。借賃は１０ａ当り[redacted]円、始期は令和７年１月１日、終期は令和１１年１２月３１日、期間は５年間で新規、内容は飼料作物となっています。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき本委員会に意見を求めるものです。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 質問等が無いようですので、特に異議なしとすることとします。 その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、１１月５日に行われた農家相談の報告を足立委員にお願いします。
足立委員	（農家相談１件報告）

議長	令和７年度琴浦町農業施策に関する意見書の提出について、丸山農政委員会長より報告があります。
丸山委員	（令和６年度琴浦町農業施策に関する意見書の提出について報告）
議長	こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和６年度 第８回琴浦町農業委員会総会を終了します。